

《薬局》 体制省令への適合を示す書類【薬局の名称： ○○薬局】

1 薬局の業務内容

- 調剤業務
- 医薬品販売業〔卸売販売業を除く〕
- 医療機器（販売業・賃貸業）〔 高度管理医療機器等 管理医療機器（管理者要） 管理医療機器（管理者不要）〕
- 併せ行うその他業務の種類〔 毒物劇物一般販売業

2 販売授与する医薬品の区分

- 薬局医薬品（薬局製造販売医薬品を除く） 薬局製造販売医薬品 要指導医薬品
- 第1類医薬品 指定第2類医薬品 第2類医薬品 第3類医薬品

3 薬局の各業務時間

【注】「開店時間」：実施設が来局者を受け入れている時間／「営業時間」：医薬品販売時間（開店時間＋特定販売のみを行う営業時間）

	薬局 開店時間 〔薬局 営業時間〕	開店時間数(h)	営業時間数(h)	開店時間における 医薬品販売時間 数(h)	開店時間における医薬品販売時間数の内訳(h)				特記事項
					一般用 医薬品	第1類	要指導	第1類 又は 要指導	
月	[9:00 ~ 18:00 9:00 ~ 21:00]	9	12	9	9	9	7	9	
火	[9:00 ~ 18:00 9:00 ~ 21:00]	9	12	9	9	8	7	8	
水	[9:00 ~ 18:00 9:00 ~ 21:00]	9	12	9	9	8	6	8	
木	[9:00 ~ 15:00 9:00 ~ 21:00]	6	12	6	6	4	4	4	
金	[9:00 ~ 18:00 9:00 ~ 21:00]	9	12	9	9	9	7	9	
土	[9:00 ~ 12:30 9:00 ~ 21:00]	3.5	12	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	
日	[~ ~]								
一週間の総和 (h)		A 45.5	72	B 45.5	C 45.5	D 41.5	E 34.5	41.5	

4 開店時間における薬剤師又は登録販売者の勤務時間数

薬剤師又は登録販売者の別	氏名	調剤従事薬剤師の 週当たり勤務時間数 (h)	医薬品販売従事の薬剤師又は登録販売者の週当たり勤務時間数(h)		業務内容 (行わない業務に二重線を引く)	特記事項
			医薬品販売	第1類 要指導		
薬剤師	1 埼玉 コバトン	19.5	0	0	調剤・医薬品販売（一般用医薬品・第1類・要指導）	
	2 さいたま ヌウ	16.5	16.5	16.5	調剤・医薬品販売（一般用医薬品・第1類・要指導）	
	3 川越 ときも	13	13	13	調剤・医薬品販売（一般用医薬品・第1類・要指導）	
	4 深谷 ぶつか	32.5	32.5	32.5	調剤・医薬品販売（一般用医薬品・第1類・要指導）	
	5 越谷 ガーヤ	14.5	14.5	14.5	調剤・医薬品販売（一般用医薬品・第1類・要指導）	
	6 朝霞 彩夏	22	0	0	調剤・医薬品販売（一般用医薬品・第1類・要指導）	
	7				調剤・医薬品販売（一般用医薬品・第1類・要指導）	
	8				調剤・医薬品販売（一般用医薬品・第1類・要指導）	
	9				調剤・医薬品販売（一般用医薬品・第1類・要指導）	
登録販売者	1 白岡 なしりん		11			
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
週当たり勤務時間数の総和(h)		F 116	G 87.5	H 76.5		

5 情報提供場所の数

内訳	I			
	一般用	第1類	要指導	第1類と要指導 兼用
	J	K	L	
	1	1	1	1

※〔内訳〕への入力
一つの情報提供場所を
計上（再掲）する。

網掛け部分について
必要な数値を算出するための計
算式が設定してあるので網掛けし
てあるセルは操作しないでください。

6 薬局の業務を行う体制に係る適合状況

- (1) 調剤従事薬剤師、要指導医薬品販売従事薬剤師、第1類販売従事薬剤師、医薬品販売従事薬剤師・登録販売者の常勤（体制省令第1条第1号・3号・4号）別添 ローテーション表のとおり

- (2) 一1 調剤従事薬剤師の員数（体制省令第1条第2号） ※新規申請の場合

一日平均処方箋枚数(枚) ※予定	35 枚
------------------	------

- (2) 一2 調剤従事薬剤師の員数（体制省令第1条第2号） ※既存許可施設の場合

X(人)	#DIV/0!	値
Y=T/40	#DIV/0!	前年の総取扱処方せん数(P)
T=P/S	#DIV/0!	前年の眼科・耳鼻咽喉科・歯科以外の処方せん数(Q)
P=Q+(R×2/3)	0	前年の眼科・耳鼻咽喉科・歯科の処方せん数(R)
		前年の業務日数(S)
		前年の1日平均取扱処方せん数(T)

- (3) 調剤従事薬剤師の勤務体制（体制省令第1条第6号）

F: 調剤従事薬剤師の週当たり勤務時間数の総和
A: 薬局の開店時間の一週間の総和

$F \geq A$	116 ≥ 45.5	一適合 不適合
------------	------------	---------

- (4) 要指導医薬品又は一般用医薬品販売従事薬剤師・登録販売者の勤務体制（体制省令第1条第7号）

G: 要指導医薬品又は一般用医薬品販売従事薬剤師・登録販売者の週当たり勤務時間数の総和
I: 要指導医薬品又は一般用医薬品の情報提供場所の数
B: 医薬品販売（要指導医薬品又は一般用医薬品販売）の開店時間の一週間の総和

$G/I \geq B$	87.5 ≥ 45.5	一適合 不適合
--------------	-------------	---------

- (5) 要指導医薬品又は一般用医薬品の販売体制（体制省令第1条第8号）

B: 医薬品販売（要指導医薬品又は一般用医薬品販売）の開店時間の一週間の総和
A: 薬局の開店時間の一週間の総和

$B \geq A/2$	45.5 ≥ 22.75	一適合 不適合
--------------	--------------	---------

- (6) 要指導医薬品又は第1類医薬品販売従事薬剤師の勤務体制（体制省令第1条第9号）

H: 要指導医薬品又は第1類医薬品販売従事薬剤師の週当たり勤務時間数の総和
J, K, L: 情報提供場所の数
E: 要指導医薬品または第1類医薬品販売の開店時間の一週間の総和

$H/(J+K+L) \geq E$	76.5 ≥ 41.5	一適合 不適合
--------------------	-------------	---------

- (7) 要指導医薬品の販売体制（体制省令第1条第10号）

D: 要指導医薬品販売の開店時間の一週間の総和
B: 医薬品販売（要指導医薬品又は一般用医薬品販売）の開店時間の一週間の総和

$D \geq B/2$	34.5 ≥ 22.75	一適合 不適合
--------------	--------------	---------

- 第1類医薬品の販売体制（体制省令第1条第11号）

C: 第1類医薬品販売の開店時間の一週間の総和
E: 医薬品販売（要指導医薬品又は一般用医薬品販売）の開店時間の一週間の総和

$C \geq E/2$	41.5 ≥ 22.75	一適合 不適合
--------------	--------------	---------

「一般用医薬品」「第1類医薬品(I)」「要指導医薬品(K)」について
それぞれの医薬品区分の対応を行っている情報提供場所の数を記載する。(同じ場所について何
度もカウントして可)
「要指導医薬品と第1類医薬品で兼用(L)」について
「J」「K」の機能を兼ねている情報提供場所の数を記載する。

《例》

①許可施設内に情報提供場所が1ヶ所ですべての医薬品の情報提供を1ヶ所で行っている場合
には左記のとおり「J」「K」「L」すべて「1」となる。